

船舶インシデント調査報告書

令和3年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和3年4月11日 15時00分ごろ
発生場所	鳥取県鳥取市長尾鼻北東方沖 長尾鼻灯台から真方位046° 4.8海里付近 (概位 北緯35° 35.5′ 東経134° 04.7′)
インシデントの概要	遊漁船幸福丸は、錨泊中、錨索がプロペラに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年6月14日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 幸福丸、5トン未満（長さ11.68m）
船舶番号、船舶所有者等	272-17046鳥取、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約10m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、帰港の目的で、揚錨中、船首から投入した錨が根掛かりし、船長が機関を前進にかけて錨を外そうとしたところ、錨索がプロペラに絡まって運航不能となった。</p> <p>船長は、118番通報し、船長及び釣り客2人は、救助に来た巡視艇で帰港した。</p> <p>本船は、翌日、巡視艇でえい航されて帰港した。</p> <p>船長は、機関を後進にかけて瀬に掛かった錨を外せば良かったと、本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、揚錨中、船首から投入した錨が瀬に掛かった状態で、船長が機関を前進にかけて外そうとしたことから、錨索がプロペラに絡まり、運航できなくなったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が揚錨中、船首から投入した錨が瀬に掛かった状態で、船長が機関を前進にかけて外そうとしたため、錨索がプロペラに絡まり、運航できなくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、船首から投入した錨が瀬に掛かった状態で、機関を使用して錨を外す場合には、錨索がプロペラに絡まないように後進に

	かけて行うこと。
--	----------